

設 計 書

予算項目	処理場費－委託料
委託番号	委託第 25 号

課 長	課長補佐	係 長	副務者	検 算	監督員

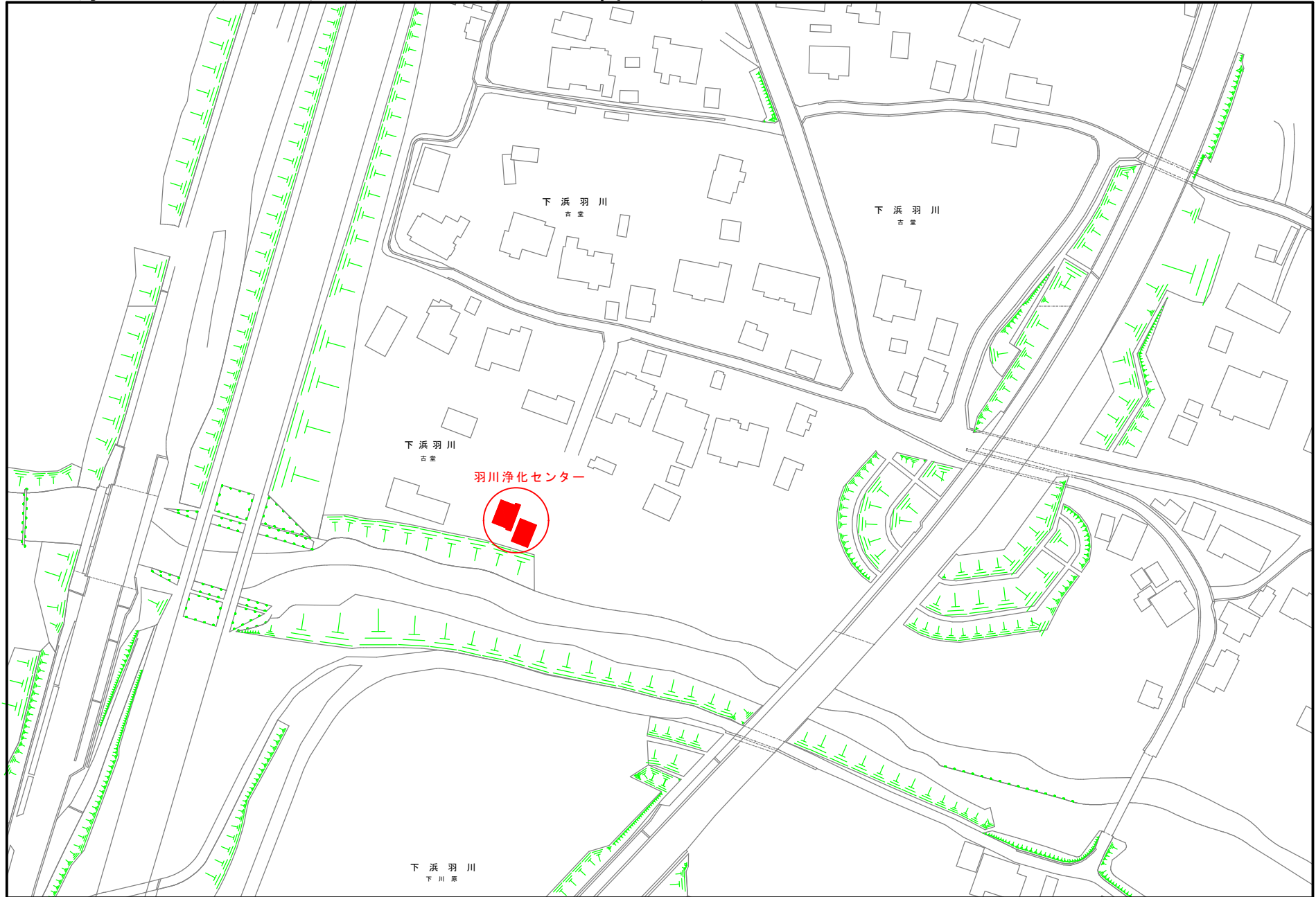
年 度	令和5年度	作 成 年 月 日	令和5年4月3日	履 行 期 間	から
委 託 名	羽川浄化センター清掃業務委託				令和5年7月31日
委 託 場 所	下浜羽川字古堂7番地7			契 約 者	
設計金額	金	円也			
財源区分	国 補 ・ 県 補 ・ [市 単]				

費 用 内 訳			業 務 概 要	
	設 計 額 (円)		清掃工	
	業 務 価 格		洗浄面積：1,171㎡	
	消費税等相当額		汚泥運搬工	
	業 務 委 託 費 計		予定汚泥運搬量：225KL	
			副務者(職名)氏名	
			監督員(職名)氏名	

箇所図



羽川浄化センター（下浜羽川字古堂7番地7）



業 務 委 託 費 内 訳 書

費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価 円	金 額 円	摘 要
業務委託費								
	羽川浄化センター							
		直接業務費						
			清掃工	式	1			明細書第1号
			汚泥運搬工	式	1			明細書第2号
		直接業務費計						
		直接経費		式	1			
		技術経費		式	1			
		間接業務費		式	1			
	業務原価							
		諸経費		式	1			
	業務価格							
	消費税相当額			式	1			
業務委託費計								

明 細 書

清掃工 1式当り 第 1 号

名 称	規 格 ・ 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
強力吸引車運転工		日				代価表第1号
高压洗浄車運転工		日				代価表第2号
水替工		日				代価表第3号
消耗雑材費		式	1			
消毒薬品費		式	1			
計						

明 細 書

汚泥運搬工

1式当り

第 2 号

名 称	規 格 ・ 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
汚泥運搬業務	羽川浄化センター 汚泥中間処理センター	KL	225			
計						

代 価 表

強力吸引車運転工

1日当り

第 1 号

名 称	規 格 ・ 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
軽油		L	66			
清掃技師		人				
清掃作業員		人				
特殊運転手		人				
強力吸引車損料	8 t 車	時間	6			
計						

代 価 表

高压洗浄車運転工

1日当り

第 2 号

名 称	規 格 ・ 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
軽油		L	39			
特殊運転手		人				
高压洗浄車損料	4 t 車	時間	6			
計						

代 価 表

水替工

1日当り

第 3 号

名 称	規 格 ・ 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
普通作業員		人				
水中ポンプ借貸料		式	1			
計						

羽川浄化センター清掃業務委託仕様書

第1章 総則

1 目的

本仕様書は、秋田市上下水道局（以下「委託者」という。）が設置した羽川浄化センター（以下「浄化センター」という。）廃止に伴う清掃業務委託（以下「業務」という。）の適正な実施について、契約書に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

2 委託場所

下浜羽川字古堂7番地7

3 一般事項

本業務は、契約書、設計書、特記仕様書および図面に基づいて行うこと。また、特記仕様書および図面に明示されていない事項があった場合は、委託者と協議し決定すること。

4 提出書類

受託者は、次の書類を委託者に提出すること。なお、提出書類に変更が生じた際は、速やかに変更内容を示した書面を提出すること。

(1) 契約締結後、業務開始前に提出するもの

- ア 業務実施計画書
- イ 業務統括責任者選任届
- ウ 業務工程表
- エ 再委託届（必要な場合）

(2) 業務完了後提出するもの

- ア 業務完了報告書（指定様式）
- イ 業務写真帳
- ウ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）
- エ その他、委託者が指示するもの

5 業務統括責任者

受託者は、業務統括責任者を定めて、その氏名その他必要な事項を委託者に書面により通知すること。なお、この者を変更したときも同様とする。

(1) 業務統括責任者の職務は、次のとおりとする。

ア 業務従事者の指揮監督、指導を行うこと。

イ 業務従事者の労働安全衛生に関する労務管理において、その責任者として関係法令を遵守すること。

ウ 契約書、特記仕様書およびその他の関係書類により、業務目的および業務内容を十分に把握、理解して効率的な業務の履行に努めること。

エ 各種書類の提出等、総括的な業務を行うこと。

オ 業務工程を適切に管理すること。

カ 関係官公庁等との協議に関すること。

キ 委託者との連絡調整を行うこと。

6 機械器具および作業用材料の管理

業務に使用する機械器具および各種材料は、工程表に従い業務の進捗に支障のないように手配するとともに、保管管理および品質保持等は受託者において行うものとする。

7 事前調査

受託者は、業務着手に先立ち、現地の状況、関連作業等について綿密な調査を行い実状を把握のうえ、施工しなければならない。

なお、必要とする各機械器具等については、事前に持ち込みを認める。

8 作業用地

無償貸与以外の民有地等を利用する場合は、すべて受託者の負担と責任において行うものとする。

9 完了検査

受託者は、業務が完了したときは、遅滞なく業務完了報告書およびその他関係書類等を提出し、委託者による完了検査を受けること。

10 創意工夫

受託者は、業務の履行に当たり、常に創意工夫を心がけ、作業の効率化を図ること。

11 その他

- (1) 履行場所において、浄化センターに破損、不等沈下、腐食等の異状を発見した場合は、速やかに委託者に報告すること。
- (2) 受託者は、作業の際、注意義務を怠ったことにより、委託者又は第三者に損害を与えたときは、その復旧および賠償に全責任を負うこと。
- (3) 本仕様書に特に明示していない事項であっても、業務遂行上、当然必要なことは誠実に行うこと。
- (4) その他、特に定めのない事項および本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告し、協議を実施する。

第2章 業務の内容

1 業務目的

本業務は、各種処理槽内の上澄水の処理および底部に堆積している汚泥等の汲み上げ、移送、槽内部の洗浄および消毒(内部に設置されている機器・配管等含む)を行うことを目的とする。

2 業務の範囲

(1) 清掃対象箇所については以下のとおり。

ア 沈砂池	予定洗浄面積：約 22㎡	予定発生汚泥量：約 7 m ³
イ ポンプ井	予定洗浄面積：約 86㎡	予定発生汚泥量：約 23 m ³
ウ 流量調整槽	予定洗浄面積：約 119㎡	予定発生汚泥量：約 38 m ³
エ 接触曝気槽第1室	予定洗浄面積：約 179㎡	予定発生汚泥量：約 34 m ³
オ 接触曝気槽第2室	予定洗浄面積：約 179㎡	予定発生汚泥量：約 34 m ³
カ 接触曝気槽第3室	予定洗浄面積：約 141㎡	予定発生汚泥量：約 18 m ³
キ 接触曝気槽第4室	予定洗浄面積：約 141㎡	予定発生汚泥量：約 18 m ³
ク 最終沈澱池	予定洗浄面積：約 150㎡	予定発生汚泥量：約 44 m ³
ケ 消泡ポンプ槽	予定洗浄面積：約 29㎡	予定発生汚泥量：約 2 m ³
コ 消毒槽	予定洗浄面積：約 23㎡	予定発生汚泥量：約 1 m ³
サ 放流ピット槽	予定洗浄面積：約 34㎡	予定発生汚泥量：約 2 m ³
シ 汚泥貯留槽	予定洗浄面積：約 35㎡	予定発生汚泥量：約 2 m ³
ス 汚泥濃縮槽	予定洗浄面積：約 33㎡	予定発生汚泥量：約 2 m ³

(2) 寸法等は別紙図面参照。

(3) 予定洗浄面積および予定発生汚泥量は参考値であり、その数値を確約するものではない。

3 清掃内容

(1) 各種処理槽内の上澄水および清掃時に発生した汚水等については、委託者が指定する箇所に送水し、処理すること。

(2) 各種処理槽内底部の堆積汚泥および清掃時に発生する汚泥については、豊興産株式会社中間処理センター（新屋町字関町後232番地1）へ適時運搬すること。

(3) 清掃終了後、各種処理槽内の消毒を行うこと。

4 施工

- (1) 経験豊富かつ優秀な技術を有する技術者を従事させること。
- (2) 資格等（資格、検定、認定等）を必要とする業務について、当該資格等を有する者に行わせること。
- (3) 委託者が指示したものについては、委託者の検査を受けること。
- (4) 大型機材の搬入は計画を立案し、委託者の承諾を得ること。
- (5) 受託者は、施工現場が隣接する場合、又は同一場所において施工する別途工事等がある場合は、常に相互協調して施工に支障をきたさないように処置しなければならない。
- (6) 高圧洗浄車に使用する水は無償にて支給する。

第3章 その他

1 関係法令の遵守

- (1) 受託者は、業務の履行に当たり、労働基準法、下水道法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律およびこれに関連する法令、条例、規則等を遵守すること。
- (2) 使用人に対する、諸法令等の運用、適用は、受託者の負担と責任の元で行うこと。
- (3) 適用を受ける諸法令等は、改定等があった場合は最新のものを使用すること。

2 住民との協調

受託者は、住民等からの要望、もしくは住民等と交渉があったときは、遅滞なく委託者に申し出て、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果を速やかに報告すること。

3 工程管理

日程の都合上、夜間や休日等に作業を行う必要がある場合は、事前にその作業内容、時間等について、委託者の承諾を得ること。

4 秘密等の保持

受託者は、業務の履行において知り得た情報を委託者の許可なく公表し、又は利用してはならない。

5 安全管理

(1) 労働災害防止

- ア 受託者は、労働災害を防止するため万全な体制を確立し、業務従事者に適正な教育および指導等を行うこと。
- イ 業務従事者は作業上必要かつ適正な安全用具、保護具、作業服および作業靴等を使用および着用すること。
- ウ 作業中は、気象条件に十分注意を払い、豪雨、出水、地震等が発生した場合は、速やかに対処できるような対策を講じておくこと。
- エ 現場の作業環境は、常に良好な状態を保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。

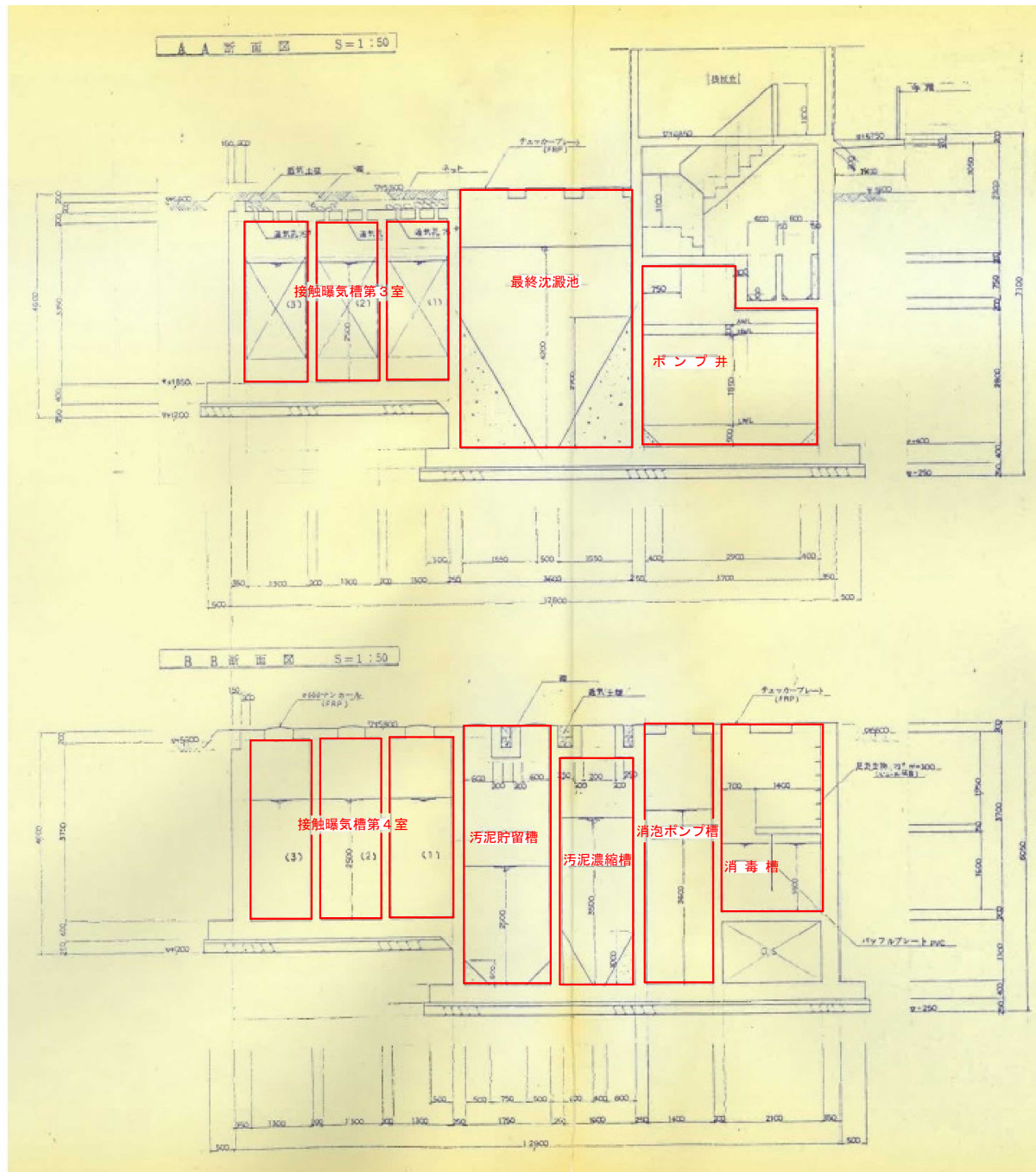
オ 酸素欠乏危険場所に入入りし、又はこれらの内部等で作業を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガス等の有無を、作業開始前と作業中は常時調査および記録し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。

カ 路上等で作業を行う場合は、近隣住民および通行人等の安全確保並びに円滑な交通誘導に努めなければならない。

(2) その他

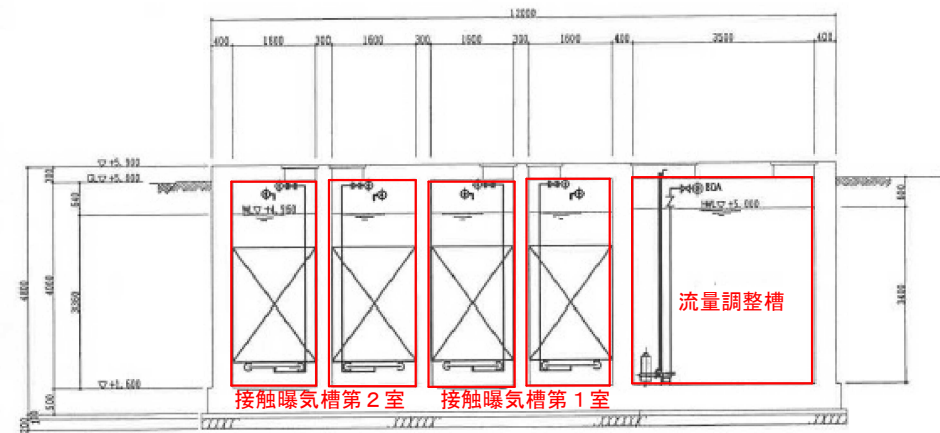
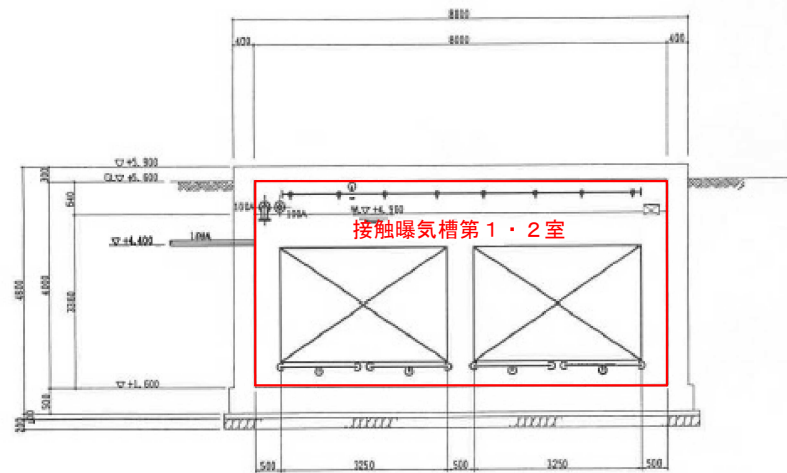
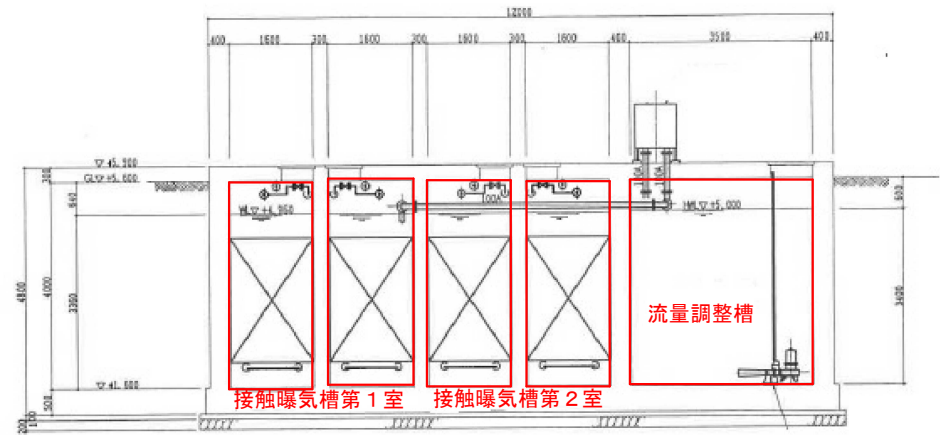
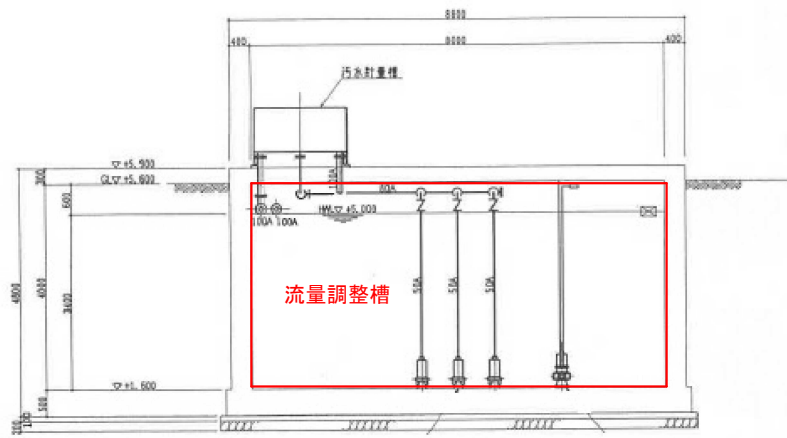
ア 事故が発生したときは、直ちに委託者および関係公官署に報告するとともに、速やかに必要な措置を講じること。

イ 前項の通報後、受託者は、事故の原因、経過および被害内容を調査し、その結果を書面により、直ちに委託者に届け出ること。



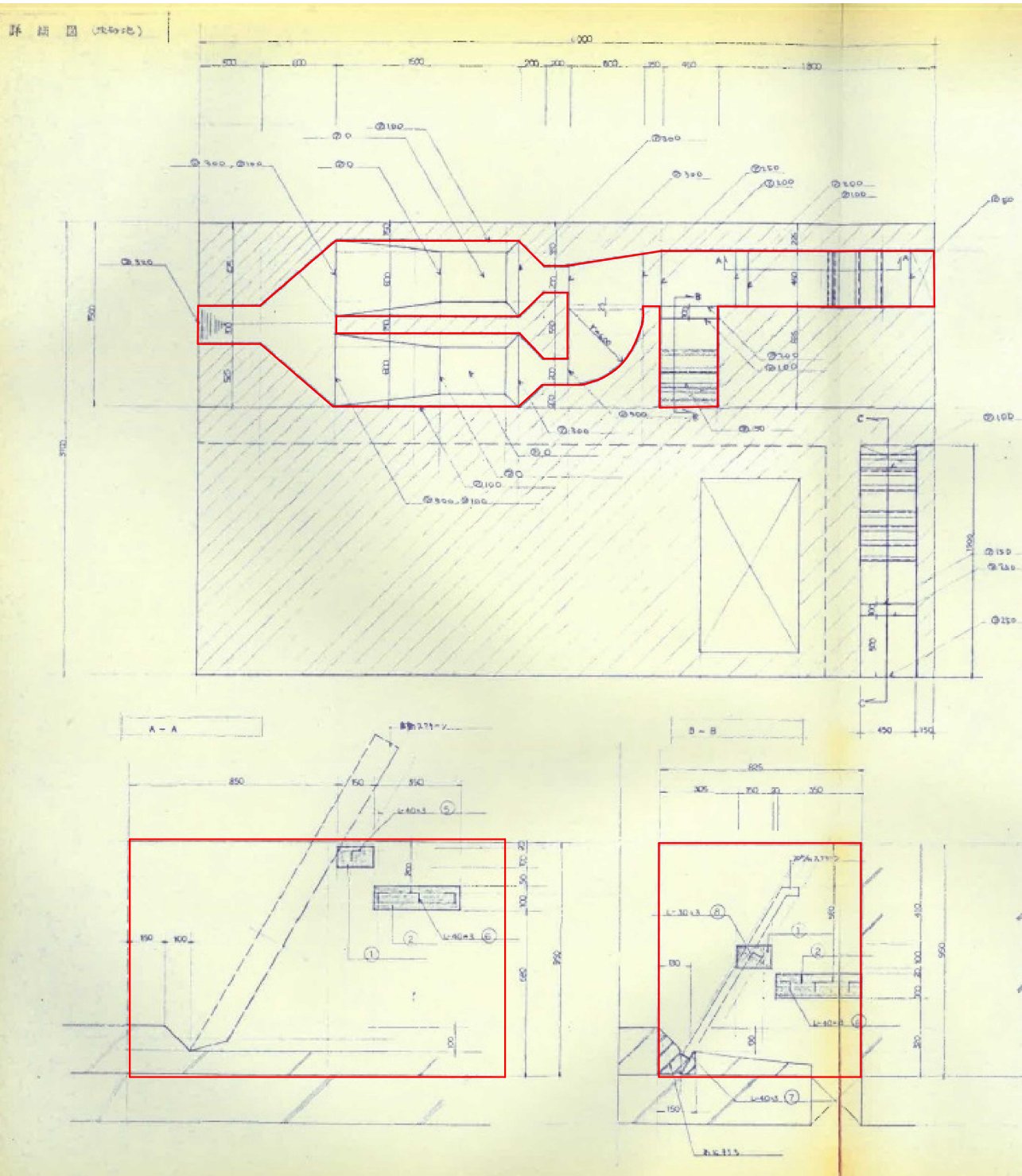
清掃対象箇所

委託名	羽川浄化センター清掃業務委託		
図面名称	接触曝気槽ほか断面図		
図面記号	1	縮尺	S=NON
作成	令和5年4月		
秋田市上下水道局下水道施設課			

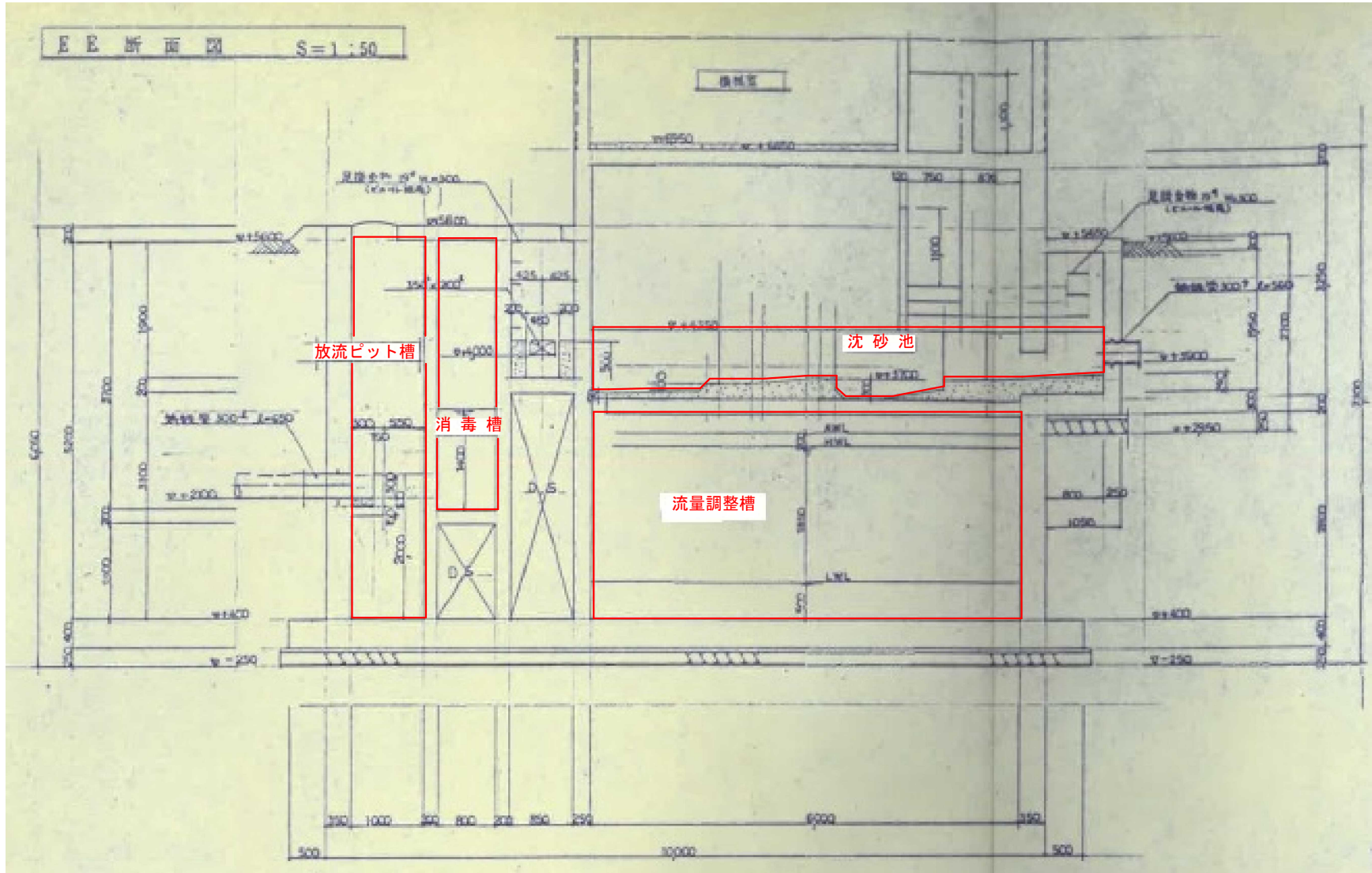


■ 清掃対象箇所

委託名	羽川浄化センター清掃業務委託		
図面名称	接触曝気槽ほか断面図		
図面記号	2	縮尺	S=NON
作成	令和5年4月		
秋田市上下水道局下水道施設課			



 清掃対象箇所			
委託名	羽川浄化センター清掃業務委託		
図面名称	沈砂池詳細図		
図面記号	3	縮尺	S-NON
作成	令和5年4月		
秋田市上下水道局下水道施設課			



■ 清掃対象箇所

委託名	羽川浄化センター清掃業務委託		
図面名称	放流ビット槽ほか断面図		
図面記号	4	縮尺	S=NON
作成	令和5年4月		
秋田市上下水道局下水道施設課			